

ファンドサポート事業 Q&A
 <各枠共通>

公募要領	項目	Q:質問	A:回答
公募要領	共通要件	浜松市ではない国や他機関からの補助を受けている場合は、交付対象事業者の対象となるのか。	交付対象となります。その場合、認定事業の経費に、重複して他の補助金等を充当することはできません。 なお、浜松市から令和7年度に同種の補助金交付を受けている場合は、交付対象事業者の対象外となりますので、ご注意ください。
公募要領	区分ごとの要件	「浜松市内に本社又は主たる事業所を置き、浜松市内において認定事業を実施しようとする事業者であること」とあるが、主たる事業所とはどのような事業所が該当するのか。	各社において主たる事業を実施する拠点としての支店を指します。具体的な事業内容は問いません(例:営業拠点、R&D施設、研究所、生産工場など)。 なお、どのような拠点機能であるかは、審査に影響します。
公募要領	区分ごとの要件	各枠について、「事業責任者が市内事務所に常駐」を満たすため、所属も浜松市内の事業所とする必要があるのか。	所属を必ずしも浜松市内の事業所としていただく必要はございませんが、「概ね営業日の3分の2以上、事務所に出勤」を満たすため、人員の配置と勤務の管理をお願いします。
公募要領	区分ごとの要件	複数の認定ベンチャーキャピタル(認定金融機関)から投資を受けたら、合算ができるのか。	合算が可能です。投資額の総額が、交付金の上限の基準の一つとなります。
公募要領	審査項目	「認定事業終了後概ね3年以内(中略)に事業化が達成・進展される可能性が高いか」とあるが、事業化とはどのような状態を指すか。	・研究開発を終え、製品の販売開始、サービスのローンチなど、実際に市場においてビジネスを開始した段階 ・PMFが達成され、有償導入が広がりつつある状態 などを見込んでいます。

<シード・R&D枠、一般枠>

公募要領	項目	Q:質問	A:回答
公募要領	区分ごとの要件	シード・R&D枠について、「起業から5年以内」とあるが、起業とはどの時点のことを指すか。	法人設立日をもって起業の日とし、登記事項証明書で確認します。
公募要領	区分ごとの要件	シード・R&D枠について、「ただし、技術的要素の薄いものや、既存市場を利用するだけの開発は対象外とする」とあるが、どういうことか。	・新規性のあるユニークなアイデアや、技術シーズが盛り込まれるもの ・競合優位性があり、新たな市場の獲得が見込まれるもの 以上により、事業の成長性や収益性が見込まれるものを想定しています
公募要領	区分ごとの要件	シード・R&D枠では、他の枠にある「正社員を新規で雇用又は役員を新たに配置する予定」といった条件が無いが、理由は。	シード・R&D枠においては、起業後間もない成長ステージであり、まずは事業責任者の常駐を優先すべき段階であることから、他の枠と条件が異なります。
公募要領	区分ごとの要件	一般枠、デット枠について、2年以内に雇用又は配置をしなかった場合、交付金を返金しなければならないのか。	浜松市からの交付金の返還を求める可能性があります。

<デット枠>

公募要領	項目	Q:質問	A:回答
公募要領	交付対象事業	デット枠を活用するスタートアップは、どのようなステージを想定しているか？	デット枠では、ミドル期からレイター期にある、EXIT等に向けて、あと一歩支援が必要なスタートアップからの申請を想定しています。例としては、以下のとおりです。 (レイター期の例) ・PMF達成や事業モデルが確立され、黒字化と収益構造安定が図られており、大規模な設備投資や事業拡大を行う段階。 ・国内市場での地位を確立した上で、新市場獲得を目指しグローバル展開を行う段階。 ・企業価値が大きく上がり、上場準備に入った(N-3)段階。
公募要領	区分ごとの要件	デット枠の「認定VCからの出資を受けた経験がある」とはどういう意味か。	浜松市の認定後のベンチャーキャピタル(認定期間中に限る)から出資を受けたことが条件となります。各認定VCの認定年度の確認については、「認定ベンチャーキャピタル及び認定金融機関一覧」をご覧ください。 なお、認定前のベンチャーキャピタルからの出資は、対象外となりますので、ご注意ください。
公募要領	区分ごとの要件	デット枠の融資について、認定金融機関から「2年以上の借入期間における無担保及び無保証融資」であれば該当するののか。	同条件に加え、融資目的が、スタートアップの成長性や将来性に期待したものである必要があります。単なるブリッジローンや借換えに該当するものは対象外となります。
公募要領	区分ごとの要件	デット枠の融資について、「無保証」には、いわゆる経営者保証も含むののか。	経営者保証があるものは、デット枠の対象となりません。
公募要領	交付金	デット枠の基準のうち、認定金融機関からの融資に、ベンチャーデットに該当するものと、それ以外のものがある場合、交付金の上限はどのようになるののか。	ベンチャーデットに該当しない額を除いた融資額が、交付金の上限の基準の一つとなります。